

平成14年9月12日

経営責任解明に関する調査報告書

永代信用組合
金融整理管財人山中廣志



金融整理管財人中島真介



1 はじめに

永代信用組合は、平成14年1月12日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けた。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年7月15日には報告書を提出した。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った、永代信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上述報告書の補遺として提出するものである。

2 経営責任解明委員会の設置と調査

(1) 設置

金融整理管財人は、預金保険法に基づく責任解明の任を果たすため、平成14年3月27日、従来、当信組と関わりを持たない弁護士、公認会計士を選任して責任解明委員会を設置し、同年4月8日第1回会合を開き、調査を開始した。

(2) 調査対象

調査委員会は、当信組が大規模な信組であり、融資金額も高額案件が多いことから、その対象を大口融資先とし、その他債権流動化、決算関係処理等について調査対象とした。

なお、融資案件の選択は下記の基準により行った。

- ① 残高・償却額 3億円以上の貸付先
- ② 役員(家族、関連企業を含む)への融資案件
- ③ その他の融資先

上記の貸し出しを検討する中で、飛ばし等の問題点を発見したため、関連先を調査した。問題のある融資は以上に限られるものではないが、破綻に結びつくような大口の貸し出しあつてはほぼ調査できたと思われる。

④ 調査対象期間

上記案件については全て調査・検討したが、民事・刑事の責任追及の時効期間に鑑み、融資決裁日より10年を経過しているものは、責任追及の対象外とした。

(3) 調査の方法

①融資案件

調査対象期間内の融資案件については、調査対象期間前を含む融資の初期に遡って、貸出先毎の融資稟議書をはじめとする債権の一件記録原本を逐一検討した。必要に応じ担当者のヒアリングを実施した。

大口案件は本店営業部扱いのものが多くたが、新宿支店、高円寺支店を始め、支店にも大口の問題案件があったので、記録を取り寄せ調査した。

②債権流動化案件

一件記録、財務記録を参照したほか、担当者のヒアリングを行った。

(4) 調査対象の役員

常勤理事以上の役職者を念頭に置き、内容によっては非常勤理事や従業員の責任も検討することとした。

常勤理事の数は少なく、対象となる理事は6名であり、常勤監事は1名であった。

なお、代表権は組合長のみにあった。

3 調査の結果

(1) 決算関係処理

① 当組合は、平成10年3月期の82億7361万円の経常損失を皮切りに、この年以降平成14年3月期まで連續して20億円以上の経常損失を余儀なくされている（平成11年3月期は表面上、9億円余の経常利益となっているが、これはこの年度だけ貸倒引当金繰入額を経常費用に計上せず、特別損失に計上したことによるものであり、企業会計原則に準拠して会計処理すれば60億円以上の経常損失である）。これらの経常損失の大部分は、貸出金に対する貸倒引当金の積み増しによるものである。

② 平成10年3月期における貸倒引当金繰入額87億1550万円がわずか1年の間に生じたとは考え難く、このうちの何割かは平成9年3月期以前に引当をすべき損失であった可能性が高いことから、遅くとも平成8年3月期には経常損失であった可能性が否定できない。

また、平成13年に実施された財務局の検査により、平成12年3月期は、事実上、債務超過であったことが指摘されているのである

が、公表決算においては 64 億円の純資産額があることとされており、少なくとも 64 億円以上の粉飾が行われていたことが窺われるところ、財務局の指摘内容からして、この粉飾額の一部が平成 10 年 3 月期以前のものである可能性も否定できない。

さらに調査する必要がある。

(2)融資案件

① 調査の過程において、大型の信組で対外的には意欲的な経営で知られていたこと、信組としては預貸率が高いこと、大口融資が多いこと、オーナー的なワンマン体制であったこと、法令等を遵守する意識が薄いこと、信組ないし経営者一族の関連会社救済のため多額の融資がなされていること、ディスクローズ意識が欠如していたことなどが見受けられた。

② 当組合は、関東財務局の検査による査定により、大幅な債務超過状態であることが発覚した。

しかしながら、上記の大幅な債務超過状態が平成 12 年度において一時に発生したものでないことは明らかであり、当組合の資産の劣化は、かなり以前から進んでいたものであるが、監督官庁の検査により、問題が一気に露呈したものである。このような資産の劣化を引き起こした要因としては、主として次のものが考えられる。

- i 地価の下落傾向の継続による保全不足の拡大
- ii 長引く不況下における中小零細事業者の経営不振
- iii 金融機関としての厳格さを欠いた与信及び信用リスク管理による不良債権の増加

上記 i ii は、中小零細事業者を対象とした事業を営む金融機関に共通の要因であるといえるが、当信組の場合は、これらに加えて、iii の金融機関としての厳格さを欠いた与信及び信用リスク管理による不良債権の増加が顕著に認められる。このうち、信用リスク管理については、審査委員会が十分に機能していないなど、審査管理が不十分であること、管理回収策の遅れから、大口先を中心に償却・引当額が増大していることなどが指摘される。

③ 信用組合は都銀などと比較すれば体力的に脆弱であることからすれば、不良債権の発生が経営面に与える影響も大きい。このような信用組合の経営者としては慎重な融資審査を行い貸倒れリスクを回避するとともに、仮に貸し倒れが発生した場合でも経営に対する影響を極力少なくするため、特定業種や特定の大口融資先への偏重融資を避け、分散して融資すべきものと考えられる。

その意味で特定業種、特定融資先に大口融資規制を無視した融資を実行した当時の当組合の経営陣の経営責任は軽くない。

- ④ 調査は時効の関係から平成4年以降の融資を重点に調査したものであるが、調査対象となった大口融資先では平成4年以前に実行された既貸分が多額の不良債権化しているものも多い。これら従前の融資についても、当初融資の段階で、事業からの返済に関して十分な検討がなされていない融資審査の甘さが指摘できる。
- ⑤ 債権管理についても、本来、従前の貸付が期限とおりの返済が行われていない場合、その原因を究明してその後の貸付の判断資料とするのが通常であるところ、当組合では融資後の資金使途の追跡、融資対象プロジェクトの成否などの事後調査がどの程度行われていたか疑問である。
- また、仮に資金使途に違約があったり、プロジェクトが融資実行時の約束通り進行していないことを認識しても、余り問題とせずに新たな融資に取り組んでいるケースもある。
- このような点にも不良債権を拡大化した要因があると考えられ、担当者に十分な指導あるいはその徹底化を行わなかった役員の経営責任は軽くないと思われる。

(3) 債権流動化案件

- ① 当組合は、平成8年9月、外資系信託銀行らと債権流動化（貸付債権の流動化）スキームを作成した。この詳細は、実質的には不良債権を飛ばし、実質破綻先に対する融資枠を広げるものであった。このため、外資系信託銀行らに多額の手数料を支払い組合に損害を与えたほか、実質破綻先に対する追い貸しによる損害を生み出すこととなった。
- 関与した役員の民事責任が認められる可能性はあるが、違法性の認識の点でさらに詰めが必要である。理事に対しては、むしろこれにより可能となった個別会社への不良貸し付けの責任と併せて追及すべきものであると考える。
- ② また、当組合は、平成11年3月にも、証券会社らと債権流動化（貸付債権の流動化）スキームを作成した。この詳細は、実質的には不良債権を飛ばし、実質破綻先に対する融資枠を広げるものであった。
- しかし、為替差益が生じたため、当信組に利益が生じているので損害はなく、関与した役員の責任追及の必要はないものと考える。

4 まとめ

上述のとおり、調査対象案件の中には、旧経営陣の法的責任が問われ得る可能性は否定できないが、このためには更なる詳細調査が必要であり、事業譲渡までに最終的結論を出すのは困難な状況である。

よって、旧経営陣に対する法的責任追及に関しては、(株)整理回収機構において引き続き必要な調査・検討がなしうるよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社へ引き継いだうえ、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社へ譲渡する。